

崇城大学生物生命学部 履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、生物生命学部の履修に関する細部について定めることを目的とする。

(単位の修得)

第 2 条 授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を履修し、かつ試験等に合格しなければならない。

2 不合格となった授業科目の単位を修得するためには、再履修しなければならない。

(履修の申請)

第 3 条 履修の申請は、学期の始めの所定の期間内に、履修登録システムに登録することにより行う。

2 正当な理由がなく、所定期間内に履修登録を行わない者は、履修を許可しない。

3 履修登録システムでの登録完了をもって受講を許可するものとするが、受講者多数の場合には、制限することがある。

(履修の制限)

第 4 条 履修は学則別表 I に基づいて作成された「授業時間割」により、年次毎に履修するものとし、次の制限に従わなければならない。

(1) 1年間に履修できる単位数は原則として46単位までとする。

(2) 上級年次に開講される授業科目を履修することはできない。ただし、所属学科の承認を受け、かつ、授業科目担当の教員が許可した場合は履修することができる。

(3) 同一時限に重複して2授業科目を履修することはできない。

(4) 既に履修し、単位を付与された授業科目について再履修することはできない。

(他学科、他学部開講科目の履修)

第 4 条の 2 生物生命学部の所属学科に開講されない他学科の専門教育

課程の授業科目及び工学部・芸術学部・情報学部・薬学部の専門教育課程の授業科目を10単位まで履修することができる。これによって修得した単位は専門選択科目（選択必修科目を除く）の卒業要件単位数に加算する。ただし、上級年次に開講される授業科目は履修できない。

2 基礎教育課程の授業科目を再履修する場合には他学科及び工学部・情報学部で履修することができる。

3 前2項により他学科・他学部の授業科目を履修しようとする者は、授業科目担当者の許可を得なければならない。

ただし、その内容、教室の都合等により受講資格を限定し、受講人数を制限することがある。

（その他）

第4条の3 英語・日本語基礎教育分野の日本語教育科目は、学則第36条に定める外国人留学生（および帰国子女）に限り履修することができるものとする。

（履修の優先順位）

第5条 必修科目を指定の年次に修得できなかった場合は、その科目を他に優先して再履修しなければならない。

（欠 講）

第6条 選択科目は、状況によっては開講しないことがある。また、開講した科目でも履修者数によって開講を中止することがある。

（出 席）

第7条 履修の申請をした授業科目には、全ての授業に出席し、遅刻、欠席等のないようにしなければならない。

（欠 席）

第8条 授業に欠席した場合または欠席する場合は、欠席届を教務課に提出しなければならない。

病気等により、欠席が1週間以上に及ぶ時は医師の診断書等を添付しなければならない。

（試験の種類）

第 9 条 試験は、平常試験、定期試験、追試験、再試験および臨時試験とする。

- (1) 平常試験は、授業科目の履修期間中に定めて行う試験。
- (2) 定期試験は学期末に期間を定めて行う試験。
- (3) 追試験は病気、忌引、交通事故その他止むを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して行う試験。
追試験を受けようとする者は、受験できなかった理由についての証明書（診断書等）を添え当該授業科目の試験終了後 1 週間以内に教務課に願い出なければならない。
追試験は、原則としてその学期の成績報告期限までに通常 1 回行うものとする。（追試験は理由によっては不許可とすることがある。）
- (4) 再試験は定期試験の不合格者、前項追試験の受験が不許可になった者等に対し担当教員により随意行われる試験。再試験を受験する者は、所定の再試験料を納入しなければならない。再試験に合格した場合の成績は「秀」と「優」は与えない。
- (5) 臨時試験は上記(1)から(4)項以外に行う試験。

(受験資格)

第 10 条 次の各号に該当する者は、受験を認めない。

- (1) 履修の申請をしていない者。
(受講を免除し受験のみを許可された者を除く。)
- (2) 学生証を携行していない者。
- (3) 学納金あるいは再試験料を未納の者。
- (4) 1 授業科目についての出席時数が原則としてその科目の講義時数の 3 分の 2 未満の者。
- (5) 試験開始後 20 分以上遅刻した者。

(不正行為)

第 11 条 受験に際し不正行為を行った者は、当該学期の全授業科目について、その年度の単位を付与しない。

(成績の発表)

第 12 条 試験の結果は、掲示する。

(進級要件)

第12条の2 応用微生物工学科、応用生命科学科において進級に際し要件を設ける。要件については別表Iのとおりとする。

(留年者の履修)

第12条の3 2年次に進級できなかった者に対しては、次年度の学則別表I(授業科目)ならびに進級要件と卒業要件が適用される。

第13条 削除

(卒業要件)

第14条 卒業するためには本学に4年以上在学し、必修科目の単位を含めて124単位以上を修得しなければならない。

ただし、124単位の中には、次の単位を含んでいること。

授業科目の区分		単位数
基礎教育課程	初年次教育	7単位
	キャリア教育	10単位
	人間と科学・外国語教育	
	数理基礎教育	5単位
	英語・日本語基礎教育	8単位
専門教育課程	70単位	
全教育課程 (基礎教育課程・専門教育課程)	24単位	

附 則

1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
4. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
5. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
6. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
7. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成28年4月1日から施行する。
9. この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第

2項の改定については、平成29年4月1日に在籍するすべての学生に適用する。

10. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
11. この改正は、平成31年4月1日から施行する。